

平成30年度・平成31年度 埼玉県後期高齢者医療保険料率について

後期高齢者医療制度の保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年ごとに見直すこととされています。

平成30年度・平成31年度の保険料率については、平成30年2月7日開催の埼玉県後期高齢者医療広域連合議会平成30年第1回定例会において、下記のとおり決定されました。

記

1 保険料率の改定

保険料率	平成30・31年度	平成28・29年度	比較
均等割額	41,700円	42,070円	▲370円
所得割率	7.86%	8.34%	▲0.48ポイント
一人当たり保険料※	74,018円	74,021円	▲3円

※一人当たり保険料額は、低所得者などに対する保険料の軽減措置を適用した後の額

※高齢化の進展による被保険者数や医療給付費の増加が見込まれる中、財政上の剰余金

107億円を活用し、保険料率の急激な上昇を抑制しました。

2 その他

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正により、平成30年度以降の保険料について次のとおり変更となります。

(1) 保険料の賦課限度額が、現行の57万円から62万円に引き上げられます。

(2) 保険料の軽減判定所得を算定するための、世帯の被保険者数に乗じる金額が、均等割5割軽減については27万円から27.5万円に、2割軽減は49万円から50万円に引き上げられます。

参考1. 保険料の計算方法

年間保険料 (上限62万円)	=	均等割額 (41,700円)	+	所得割額 (賦課のもととなる所得金額×7.86%)
-------------------	---	-------------------	---	------------------------------

参考 2. 保険料額の比較

【年金収入のみ・単身者の例】（ただし、元被扶養者を除く）

公的年金収入	H30・31	H28・29	増減額
	保険料額 (年間:H30)	保険料額 (年間:H29)	
年額 80 万円まで (均等割 9 割軽減、所得割なし)	4,170 円	4,200 円	▲30 円
年額 153 万円まで (均等割 8.5 割軽減、所得割なし)	6,250 円	6,310 円	▲60 円
年額 168 万円 (H29：均等割 8.5 割軽減、所得割 2 割軽減) (H30：均等割 8.5 割軽減、所得割軽減なし)	18,040 円	16,310 円	1,730 円
年額 195.5 万円 (H29：均等割 2 割、所得割 2 割軽減) (H30：均等割 5 割、所得割軽減なし)	54,250 円	62,000 円	▲7,750 円
年額 211 万円 (H29：均等割 2 割軽減、所得割 2 割軽減) (H30：均等割 2 割軽減、所得割軽減なし)	78,940 円	72,340 円	6,600 円
年額 218 万円 (H29：均等割軽減なし) (H30：均等割 2 割軽減)	84,450 円	96,280 円	▲11,830 円

※軽減特例の見直しにより、平成 30 年度は、低所得者の所得割軽減が 2 割軽減から軽減なしとなります。

【年金収入のみ・元被扶養者であった単身者の例】

公的年金収入	H30・31	H28・29	増減額
	保険料額 (年間:H30)	保険料額 (年間:H29)	
年額 80 万円まで (均等割 9 割軽減、所得割なし)	4,170 円	4,200 円	▲30 円
年額 168 万円まで (均等割 8.5 割軽減、所得割なし)	6,250 円	6,310 円	▲60 円
年額 168 万円を超える場合 (H29：均等割 7 割軽減、所得割なし) (H30：均等割 5 割軽減、所得割なし)	20,850 円	12,620 円	8,230 円

※軽減特例の見直しにより、平成 30 年度は元被扶養者の均等割軽減が 7 割軽減から 5 割軽減となりますが、低所得者の均等割軽減にも該当する場合は、より軽減割合の高い軽減が適用されます。

※元被扶養者とは、後期高齢者医療制度の資格を取得する前日に、被用者保険の被扶養者であった方です。